

下水道法第 10 条、11 条の 3(抜粋)、 松阪市公共下水道条例第 3 条 (抜粋)

下水道法 (抜粋)

(排水設備の設置等)

第 10 条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

1. 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
2. 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
3. 道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

(水洗便所への改造義務等)

第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所（くみ取り便所をいう）を水洗便所（汚水管が公共下水道に連絡されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

松阪市公共下水道条例 (抜粋)

(排水設備の設置)

第 3 条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から 1 年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、上下水道管理者が特別の理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。